

別表第2 屋内消火栓設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 直接操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

- 適正であること。
- (d) 機能
正常であること。
- b 遠隔操作部
 - (a) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられていること。
 - (b) 外形
変形、損傷等がないこと。
 - (c) 表示
適正であること。
 - (d) 機能
正常であること。
- c 遠隔起動部(「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準」(平成25年消防庁告示第2号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。)第2第1号(2)の規定に適合するもの(以下「易操作性1号消火栓」という。)、同号(3)の規定に適合するもの(以下「2号消火栓」という。)及び同号(4)の規定に適合するもの(以下「広範囲型2号消火栓」という。)に限る。)
 - (a) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - (b) 外形
変形、損傷等がないこと。
 - (c) 機能
正常であること。
- d 起動用水圧開閉装置
 - (a) 圧カスイッチ
変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。
 - (b) 起動用圧カタンク
変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。
 - (c) 機能
作動圧力値が適正であること。
- (ウ) 電動機
 - a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - b 回転軸
回転が円滑であること。
 - c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
 - d 軸継手
緩み等がなく、機能が正常であること。
 - e 機能
正常であること。
- (エ) ポンプ
 - a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
 - b 回転軸
回転が円滑であること。
 - c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。
 - d グランド部

著しい漏水がないこと。

- e 連成計及び圧力計
正常に作動すること。
- f 性能
適正であること。

(オ) 呼水装置

- a 呼水槽
変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。
- b バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
- c 自動給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- d 減水警報装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- e フート弁
吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

(5) 屋内消火栓箱等

ア 消火栓箱

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。

(ウ) 表示

適正であること。

イ ホース及びノズル

(ア) 外形

- a 屋内消火栓等基準告示第2第1号(1)の規定に適合するもの(以下「1号消火栓」という。)

ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。

b 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

ホース及びノズルの手元開閉装置に変形、損傷、著しい腐食等がなく、正常に収納されていること。

(イ) 操作性(易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓に限る。)

ノズルの手元開閉装置の操作が容易でき、ホースの延長、格納が容易にできること。

(ウ) ホースの耐圧性能(ホース(易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓のホースを除く。)の製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。

ウ 消火栓開閉弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

オ 始動表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

カ 使用方法の表示

適正に取り付けられていること。

キ 降下装置(屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合に限る。)

(ア) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷等がないこと。

(ウ) 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

(エ) 表示

適正であること。

(オ) 機能

正常であること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で、直接操作部、遠隔操作部又は遠隔起動部により加圧送水装置を起動させ、任意の屋内消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

規定量以上であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

- ア 放水圧力
規定圧力範囲内であること。
- イ 放水量
規定量以上であること。
- ウ 減圧のための措置
機能が正常であること。